前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正 について(議案第33号)

子育て施設課

1 改正の理由

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 民法の改正により、懲戒に係る規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業 所等における安全に関する事項についての計画を策定しなければならないこと とする。
- (2) 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行する場合、ブザーその他の車内に残る利用乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時に利用乳幼児の所在を確認しなければならないこととする。
- (3) 他の社会福祉施設を併設している家庭的保育事業所等は、その行う保育に支障がない場合に限り、当該家庭的保育事業所等に特有の設備及び専従職員を、併設する施設と共用することができることとする。
- (4) 懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定を削る。

3 施行期日

令和5年4月1日 (ただし、2の(4)については、公布の日)